

砂川市選挙管理委員会告示 第39号

砂川市長選挙及び砂川市議会議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表は、告示により行う。

令和5年4月16日

砂川市選挙管理委員会委員長 信 太 英 樹